

女性創業応援ミーティング実施業務委託仕様書

- 1 件名
女性創業応援ミーティングの実施業務委託
- 2 委託契約期間
委託契約を締結した日から令和8年2月28日まで
- 3 業務の内容
女性創業応援ミーティングの実施業務（①人的ネットワークの構築、②メッセの開催）
 - ア 目的
女性創業セミナーW I T T Y及び実践的女性創業セミナーの修了生、県内各地の女性創業者・創業予定者、事業承継を契機として業態転換や新事業・新分野への進出を図る後継ぎ候補の女性等に加え、金融機関や関係支援機関等の創業に関わる多様な主体の参加により、人的ネットワーク構築を支援し、加えて、県内女性創業者によるメッセ（見本市）を開催し、県内企業との交流の場を設け、創業者の新たなビジネス展開や創業予定者の円滑な創業等を促進する。
 - イ 実施時期
 - ① 人的ネットワークの構築
令和7年11月頃～12月頃
 - ② メッセの開催
令和8年1月頃
 - ウ 実施場所
 - ① 人的ネットワークの構築
県内2ヶ所（山口市ほか1ヶ所）を基本とする。
ただし、2ヶ所以上の開催としても差し支えない。
 - ② メッセの開催
山口市を想定、1回開催
 - エ 実施形式
①、②ともに会場での開催
 - オ 内容
 - ①人的ネットワークの構築
 - ・ 県内先輩創業者をメンターとする講演
 - ・ 女性創業者のビジネス展開等の促進に向けた情報交換
 - ・ 行政や支援機関等による支援メニュー紹介
 - ・ メッセの出展に向けての県内女性創業者支援
 - ②メッセの開催
 - ・ 県内女性創業者によるプレゼンテーション
 - ・ 県内女性創業者のビジネス展開等の促進に向けた県内企業とのマッチング
 - ・ 県内女性創業者と県内企業、各支援機関等のブース出展

・ 県内女性創業者と県内企業、各支援機関等が参加する交流会の開催
カ 時間

①人的ネットワークの構築

2時間程度（平日の概ね午前10時から午後3時の間で実施）

②メッセの開催

5時間程度（上記オ②の内容を全て含む）

キ 参加者数

①人的ネットワークの構築

各会場30名程度

②メッセの開催

100名程度

ク 参加費

①無料（飲み物等の実費相当の負担を除く）

②無料（交流会での飲食等については別途協議）

ケ その他

①人的ネットワークの構築、②メッセの開催ともに実施に当たっては、
（公財）やまぐち産業振興財団（以下財団）や関係機関と十分連携して
実施すること。

4 委託の範囲

（1）事業の管理運営

- ・ 委託業務全体の管理運営
- ・ 関係機関との調整（再委託先がある場合、再委託先を含む）
- ・ 実施報告書の作成

（2）女性創業応援ミーティングの実施（①人的ネットワークの構築、②メッセの開催）

- ・ プログラムの企画
- ・ 講師、会場、必要機材等の手配及び会場設営
- ・ メッセ出展までの県内女性創業者サポート
- ・ イベントの運営

（3）上記（1）及び（2）の実施に付随する業務

- ・ 各事業の日程告知や参加申込等に係る窓口の整備
- ・ 参加者募集用コンセプトの策定
- ・ 参加者募集
- ・ 参加受付及び参加者名簿の管理
- ・ 託児サービスの運営
- ・ 参加者等の創業、事業状況等の把握及びフォローアップ（把握及びフォローアップの手法等については、適宜、財団と相談のこと）

5 留意事項

- （1）受託者は、契約締結後、速やかに企画について財団と事前打合せを行うこと。
- （2）受託者は（1）の後、速やかに、本委託業務の運営・管理の責任者を選任する

とともに、本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、財団の承認を得ること。

- (3) 受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 委託事業終了後、実績報告書及び収支精算報告書を作成し、速やかに財団へ提出すること。
- (6) 本委託業務の実施にあたっては、各地域の商工団体とも連携し、本委託業務における支援結果の情報共有を図るとともに、事業終了後も各地域の商工団体による継続支援等につなげる仕組みを盛り込むこと。
- (7) 感染症等の状況によりやむを得ず会場開催が困難な場合、オンライン等の代替方法により開催することを可能とする。

6 参加者の募集

- (1) 受託者は、本委託業務の参加者等の確保に向けて、新聞やフリーペーパー等の広報媒体を活用した周知広報を実施すること。
なお、募集チラシ等の募集関係書類等の作成に当たっては、財団の承認を得たうえで、作成すること。
- (2) 申込みのあった参加希望者については原則として全員を参加させることとするが、著しく申込みが定員を上回った場合には、財団と協議の上、参加可否の決定を行うこと。

7 委託料

受託業務に要する経費については、個々の経費の積み上げによる実費に消費税を加えた額とする。

なお、個々の経費の積み上げによりがたい経費については、受託者が民間企業（一般社団法人、一般財団法人等は含まない）の場合であって、社内規定等により受託する事業等に係る一般管理費の割合について直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合（これより低いものとしている場合を含む。）は、当該割合による一般管理費の計上は可能とするが、別途管理費を重複して計上しないこと。

8 委託料の支払い

委託料については、原則として、全事業の終了後、検収した上で支払う。

なお、受託者からの申し出により前金払いが必要な場合は、委託料の1／2を上限に前金払いを行う。

9 内容の変更

- (1) 計画又は内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、事前に財団理事長の承認を受けなければならない。

- (2) 本委託業務について、遂行が困難になった場合は、速やかに財団に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

10 その他

- (1) 業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び財団の指示を遵守すること。
- (2) その他不明な点は、双方の協議により決定する。
- (3) 権利の帰属等
 - ① 本業務により作成された成果物のすべての著作権は、受託者が既に著作権を保有する著作物を除き、業務完了をもって財団に移転すること。
 - ② 受託者は、財団が許可した場合を除き、成果物に関する著作権者人格権を行使できないものとする。
 - ③ 本業務の実施において、第三者の権利に基づく許可等が必要な場合は、受託者において対応すること。
 - ④ 成果物について第三者の権利侵害がないことを保証するとともに、第三者から権利の侵害の申し立てを受けた場合は、受託者の責任において解決すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任

を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託先に対する管理及び監督）

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、实地検査又は調査（以下「監査等」という。）を

行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告等）

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

（契約の解除及び損害の賠償）

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。